

## 令和3年 第10回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年10月15日(金) 午前9時00分～午前10時00分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 13名
4. 欠席委員数 2名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	欠
	3番	後藤 綾子	欠	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

6番 渡邊 丸美      7番 衛藤 講治

---

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
 係長 藤田 美智  
 係員 阿南 光典      工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (3) 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第60号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第61号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

- (1) 開 会

議長           みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第10回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午前9時00分）

## (2) 議事録署名委員の指名

議長           日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。6番 渡邊丸美 委員、7番 衛藤講治 委員をお願いします。

## (3) 報告事項

議長           日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和3年第9回定例総会から本日の令和3年第10回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた4点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

議長           私からの報告は、以上です。

## (4) 議事

議長           これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課    農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年10月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和3年10月16日公告予定分を朗読）以上です。

議長           提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第 56 号の案件につきましては、15 番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14 番工藤妙子委員にお願いします

14 番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第 56 号についてこれより質疑を許可します

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 56 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

14 番委員 挙手全員により、議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。15 番委員の入室を認めます。

議長 次に、「議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。  
それでは、提出者の説明を求めます

農業振興課 それではご説明申し上げます。別冊議案書の 14 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について、農用地利用配分計画(案)を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和 3 年 10 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和 3 年 10 月 16 日公告予定分を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。  
ここで、議案第 57 号の案件につきましては意見を求められておりますが、2 番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。

議長 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 57 号についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員により、「議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について」は、原案のとおり「問題ない」とい

たします。2番委員の入室を認めます。

議長           ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午前9時15分)

議長           それでは、再開します。  
(とき、午前9時16分)

議長           次に「議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局          それでは説明します、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。  
「議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号7番までの7案件について朗読)

議長           事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号7番までの7案件について、  
地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号1番の1案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員       三重の工藤幸市です。10月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は県外在住で、これまで地元の法人に申請地の管理をお願いしてきましたが、戻ってくる予定もないため、申請地を売却したいと考え地元の方に相談しました。地元の方が、申請地周辺で耕作を行っている譲受人に相談を持ちかけたところ、譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、97アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。  
以上、報告します。

議長           次に、番号2番の1案件を7番 衛藤講治委員にお願いいたします。

7番委員       清川の衛藤講治です。10月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 農事組合法人 ●●●● 代表理事 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は高齢のため、これまで申請地の管理が出来ない状況にありました。譲受人は、管理施設から近いこともあり、譲り受けたいと相談したところ、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1,017アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。  
以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を8番 小野伊八郎委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。10月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲渡人は、高齢のため農地の管理が出来なくなり、後継者もないため農地の管理に苦慮していました。申請地付近で農業を営んでいる親戚の譲受人に相談したところ、譲受人も、自身の経営地に近く、利便性が良いことから、贈与することで話がまとまったため、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、344アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番から番号7番までの4案件を14番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14番委員 大野の工藤妙子です。10月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は非農家で、近隣者へ申請地を貸していましたが、耕作者の体調不良により農地を戻されたため、親戚である譲受人に管理をお願いしていました。今回、譲受人に申請地を売り渡したいと相談したところ、譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いため、売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、227アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地の周辺は、譲受人の父母が所有しており、毎年、耕作等の際には譲渡人の農地に立ち入らなければならず、管理に困っていました。今回、譲渡人に申請地を譲って欲しいと相談したところ、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に父が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、195アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号6番の案件についてですが、貸人 故) ●●●● 相続人代表 ●●●●さんから、借人 ●●●●合同会社 代表社員 ●●●●さんへの賃貸借による権利設定についてであります。借人は、大野町内において、これまで貸人の依頼を受けて農地を管理してきました。今回、借人が留学生の受入れを行うにあたり、正式に申請地を借り受けたいと貸人に相談をしたところ、賃貸借で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、74アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号7番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は市外在住で農業を行っておらず、申請地は、譲受人の妻の生家が管理していましたが、管理が出来なくなったことから、譲

受人に管理をお願いしてきました。今回、譲渡人に譲り受けたいと申し出たところ、売買することで話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、192アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第58号の番号1番から番号7番までの7案件についてこれより質疑を許可します。

4番委員 4番の木村です。6番案件について、2点確認したいことがあります。まず、賃借権の設定について、期間の設定はあるのでしょうか。もう一つは、基盤法での利用権設定によるものではなく、あえて農地法第3条の規定に基づく賃借権の設定をされた理由があれば教えてください。

事務局 まず期間の設定についてですが、今回は5年間の設定であります。それから、農地法第3条申請をした理由ですが、借人は認定農業者ではないので、中間管理や基盤法による利用権設定ができないため、今回3条申請を行っております。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第58号の番号1番から番号7番までの7案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第58号の番号1番から番号7番までの7案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号7番までの7案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。「議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番の4案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番及び番号2番の2案件を9番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9 番委員

三重の久保田直宏です。10月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、貸人 故) ●●●● 相続人 ●●●●さん 外3名から、借人 社会福祉法人 ●●●● 理事長 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。借人は、申請地近接地でこども園や児童クラブ等を運営する社会福祉法人で、菅尾地区内で3つの施設を運営しており、申請地に市道を挟んで対面するグラウンドを3つの施設で共用しています。これまで、こども園からの移動用ワゴンや職員、保護者の送迎用駐車場として、敷地内のスペースに子どもの遊び場を削るかたちで駐車してきましたが、今回、安全面等も考慮し、駐車場の整備をしたいと考えました。農地以外の土地を探しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ申請地を見つけ貸人と相談した結果、貸人も、全員農業を行っておらず申請地の管理に苦慮していたため、賃貸借することで話がまとまり、相続人全員を貸人として申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、市内の借家にて夫婦で生活していますが、住宅の新築を計画しました。申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も県外在住で農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号3番の1案件を7番 衛藤講治委員にお願いいたします。

7 番委員

7番、清川の衛藤講治です。10月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●株式会社 執行役員 水力開発総合事務所長 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う農地の転用の件についてであります。沈墮発電所は、大正12年に運転を開始し、昭和55年に水車発電機などの更新工事を行い41年が経過しており、老朽化した水車発電機や導水路等の更新を計画しています。工事実施にあたっては大型の工事車両を使用するため、通行可能な道路の設置が必要となります。このため、国道502号線から仮設道路を設置する場合、道路用地を回避した土地を選定しなければならず、線路用地の農地側に道路を設置する以外の方法がないため、必要最低限の農地を工所用仮設用道路用地として一時転用の申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 犬飼の小野不二夫です。10月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 社会福祉法人 ●●●● 理事長 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、申請地の隣接地で社会福祉法による社会福祉事業を営む社会福祉法人です。既存施設では第二種社会福祉事業による複数の事業を行っていますが、活動時間が重なると部屋数が足りず、公用車も多いため駐車スペースも不足しています。また、今後は利用者の増加も見込まれるため、多角的なサービスの提供と事業の充実を図るため、新たに施設を建設したいと考えました。農地以外の土地を探しましたが、法人が所有する土地では面積が不足することや、新施設と既存施設で一体的に事業を運営する必要があることから、近隣での建設を模索して譲渡人と相談したところ売買で話がまとまり、農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のgの(a)の土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第59号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第59号の番号1番から番号4番までの4案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第59号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第60号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。

「議案第60号 現況証明（非農地証明）について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号6番までの6案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号6番の6案件について、地区審査会の報告を求めます。



議長            それでは、番号1番から番号4番までの4案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員        三重の工藤幸市です。10月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番から番号3番の3案件については、関連がありますので一括して報告します。番号1番の案件については、所有者 ●●●●さんの、番号2番の案件については、所有者 ●●●●さんの、番号3番の案件については、所有者 ●●●●さんの、それぞれ現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第5条許可を得て借人が転用を行った土地で、現況は店舗用地となっていました。当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号4番の案件については、所有者 故) ●●●● 相続人代表 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は農地法許可不要案件の200㎡未満の農業用施設を昭和56年4月頃に新築し、現況は宅地となっているため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長            次に、番号5番の1案件を14番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14番委員        大野の工藤妙子です。10月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてです。申請地は、農地法第4条許可を取得しないまま、亡父が資材用倉庫及び資材置場として整備し、そのまま利用してきており、転用後20年以上経過しているため申請したものです。既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、十分な転圧及び砂利敷きにより土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長            次に、番号6番の1案件を11番 廣瀬英雄委員にお願いいたします。

11番委員        千歳の廣瀬英雄です。10月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてです。申請地は、農地法第5条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、倉庫の建築から20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれ

かに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 60 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 60 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 60 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 60 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 61 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。  
「議案第 61 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」  
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号 1 番の 1 案件を、2 番 麻生祐三子委員と 28 番 相澤広美委員にお願いします

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

議長 これをもちまして、令和 3 年第 10 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。

長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
(とき、午後3時00分)

議事録署名委員 6番委員 渡邊丸美

---

〃 7番委員 衛藤講治

---